

島根労働局発表 令和7年4月28日（月）	担当 島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 上代 薫 TEL 0852-20-7016	大田市 産業振興部産業企画課 課長 森山 俊信 TEL 0854-83-8072
-------------------------	--	---

令和7年度 大田市雇用対策協定に基づく事業計画について

～ 大田市と島根労働局とが連携し雇用施策を展開 ～

大田市（市長：梶野 弘和^{かじの ひろかず}）と島根労働局（局長：岩見 浩史^{いわみ ひろふみ}）は、令和5年12月14日に締結した大田市雇用対策協定（別添1）に基づく「令和7年度事業計画」（別添2）を共同で策定しました。

この事業計画は、大田市と島根労働局が、それぞれの強みを生かした雇用施策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ”」の実現を目指し策定しております。

大田市と島根労働局は連携を図り、地域の雇用面の課題に対して、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

令和7年度雇用対策協定に基づく事業計画のポイント

○主要な取組等

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や労働者ニーズが多様化する状況における人材の確保・定着、高年齢者及び生活困窮者やひとり親等の就職困難者への就職支援などの課題に対応するため、①市内企業の人材確保・育成、②多様な人材の活躍促進、③雇用にかかる施策・情報の発信・共有に取り組むとともに、数値目標を設定しました。

《事業内容》

1 市内企業の人材確保・育成

- ・大田市内企業や誘致を行う企業への人材確保支援
- ・大田市内企業の人材育成・定着支援

2 多様な人材の活躍推進

- ・高年齢者の就労支援
- ・生活困窮者やひとり親等の就職困難者の支援
- ・若者（生徒・学生・UIターン者等）の市内就職促進

3 雇用にかかる施策・情報の発信・共有

- ・大田市内企業の雇用変動が発生した際の情報共有
- ・誘致を行う企業の雇用に関する情報共有
- ・大田市・ハローワーク石見大田の施策の広報周知

大田市と島根労働局との雇用対策協定

大田市と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、“共創”を基本姿勢として多様で活力ある産業づくり、だれもが住みよい暮らしづくり等の施策を進める大田市と、労働市場のセーフティーネットを担う島根労働局が、人手不足解消に向けた市内企業の人材確保・育成の支援、新規学校卒業者をはじめとする若者や高齢者など多様な人材の活躍推進、雇用に係る施策・情報の発信・共有等の施策をそれぞれの強みを活かして密に連携し、大田市の将来像である「子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ”」の実現に向け、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の推進並びに地域が抱える課題に対応していくことを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 大田市と島根労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として毎年定めるものとする。

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、大田市と島根労働局が共同で設置する。
2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の総合的かつ一体的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、取組の進捗状況の把握等を行うものとする。

（要請等）

第4条 大田市長と島根労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 大田市長と島根労働局長は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、大田市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、大田市と島根労働局が協議して定めるものとする。
2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大田市長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年（2023）12月14日

大田市長

楫野弘和

厚生労働省島根労働局長

宮口真二

令和 7 年度

大田市雇用対策協定に基づく
事業計画

大田市 島根労働局

第1 趣旨

大田市（以下「市」という。）と島根労働局（以下「労働局（ハローワーク）」という。）は、市における雇用の促進及び労働環境の改善に向け連携して取り組むため、令和5年12月14日に「大田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局（ハローワーク）は、市が行う地域活性化、雇用創出及びその他の雇用に関する施策と、労働局（ハローワーク）が行う職業紹介、雇用保険、事業主指導及びその他の雇用に関する施策が、密接な連携のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「大田市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定する。

また、それぞれが実施する施策等に関して情報・意見交換を実施するなど、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な取り組みにより市の雇用の促進、労働環境の改善及び就労支援の強化を図ることとする。

第2 推進体制

市と労働局（ハローワーク）は、協定に基づく施策を一体となって推進するにあたり、「大田市雇用対策協定運営協議会」を設置し、事業の進捗状況の把握を行い、事業計画の具体的な取組方針や内容について協議を行う。

第3 主な雇用施策

1. 市内企業の人材確保・育成

【現状と課題】

市内企業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、仕事と育児や介護との両立など労働者ニーズの多様化により、人材の確保・定着が厳しい状況となっている。

令和6年12月における大田市の有効求人倍率は1.22倍であり、多くの市内企業では人手不足の状況が続いているが、島根県等の関係機関が実施している県内外の就職イベント等における市内企業の参加率は低く、新卒者の離職率は増加傾向にある。

地域産業の発展やそれを支える人材の確保・定着と育成を図るため、「市内企業や誘致を行う企業への人材確保支援」、「市内企業の人材育成・定着支援」を行い、市内企業における人手不足の解消を目指す必要がある。

（1）市内企業や誘致を行う企業への人材確保支援

人手不足の状況が続く市内企業（特に医療・福祉、建設業等）の人材を確保するため、市内企業の認知度向上に向けて取り組む。

また、誘致を行う企業の人材確保を支援するため、各種助成制度の周知や会社説明会等を通じた求職者とのマッチングに取り組む。

市が実施する取組み	労働局（ハローワーク）が実施する取組み
◆就職に関するイベント等の周知（島根県、大学等の関係機関） ◆大田市無料職業紹介所における市内企業の情報・求人情報の発信 ◆介護に係る入門的研修の実施 ◆介護人材育成支援事業による支援	◆就職に関するイベント等の周知（大学、企業等） ◆市内企業の情報・求人情報の発信 ◆職場見学、会社説明会、ミニ面接会の実施 ◆ユースエール認定制度（若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況等が優良な中小企業を認定する制度）、えるぼし認定等制度（女性の活躍推進の取組が優良な企業を認定する制度）及びくるみん認定等制度（仕事と子育ての両立支援の取組が優良な企業を認定する制度）の普及及び当該企業の確保 ◆ワークライフバランスを促進する休暇制度や就業形態の導入支援
市と労働局（ハローワーク）が共同で実施する取組み	
◎市内企業への業況調査の実施 ◎誘致を行う企業への各種助成制度の周知及び求職者とのマッチング 【大田地域人材確保促進協議会】 ◎学校と企業の就職情報交換会の実施 ◎市内高校等新卒者の地元就職に関する要望活動 ◎就職イベント（合同企業説明会等）の実施	

【数値目標】

- ・就職イベント（合同企業説明会等）開催数３回、参加企業延べ４０社、参加者延べ５５人
- ・市内企業への共同業況調査１０件
- ・新規ユースエール認定１件以上
- ・高校等新卒者の地元就職に関する要望活動３校

（２）市内企業の人材育成・定着支援

早期離職を防止するため、企業や若手社員等を対象とした研修会等を実施し、定着率の向上を図る。

また、誰もが活躍し、家庭との両立ができる職場環境づくりを支援するとともに、知識や技術を持つ人材の育成を支援する。

市が実施する取組み	労働局（ハローワーク）が実施する取組み
◆おおだ未来創造塾の開催 ◆労働局（ハローワーク）で実施する取組みの周知	◆人材開発支援助成金、キャリアアップ助成金及び人材確保等支援助成金の活用促進 ◆ワークライフバランスを促進する休暇制度や就業形態の導入支援（再掲）
市と労働局（ハローワーク）が共同で実施する取組み	
【大田地域人材確保促進協議会】 ◎新入社員研修の実施（対象：当該年度入社の新入社員、時期：４月） ◎新入社員フォローアップ研修の実施（対象：当該年度入社の新入社員、時期：１０～１１月） ◎内定者研修の実施（対象：次年度就職予定の高校生、時期：２～３月） ◎先輩社員研修の実施（対象：後輩や部下を持つ社員、時期：２月）	

【数値目標】

- ・研修会開催数４回、参加企業数延べ２０社、参加者数延べ４０人

２．多様な人材の活躍推進

【現状と課題】

当市の高齢化率は４１．７％（令和７年１月現在）であり、少子高齢化が進み、労働力人口の減少が見込まれている中で、高年齢者の就労は喫緊の課題となっているため、「高年齢者の就労支援」の取組みを進める必要がある。

また、生活困窮者やひとり親等の就職困難者については、就労先が見つかりにくいといった現状にあり、就労支援が課題となっていることから、「生活困窮者やひとり親等の就職困難者の支援」を強化しなければならない。

当市では、大学進学等をきっかけとする若者の市外流出が多く、大学生等に対する市内就職の促進が重要になっている。また、高校生の段階において、卒業後の就職や将来的なＵターン就職を見据え、市内企業との交流等を通して、地元就職への関心を高めるなど「若者（生徒・学生・Ｕターン者等）の市内就職促進」に向けた取組みが求められている。

（１）高年齢者の就労支援

働く意欲と能力を有する高年齢者が活躍していくことができる社会を実現するため、高年齢者の豊かな経験と知識・技術を活かした就労など、多様な就業機会の提供に向けた取組みを支援する。

市が実施する取組み	労働局（ハローワーク）が実施する取組み
◆公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会の安定した会員の確保と事業運営を図るための支援 ◆大田市無料職業紹介所における市内企業の情報・求人情報の発信（再掲）	◆65歳を超える定年引き上げ及び継続雇用制度の導入に向けた市内企業に対する意識啓発 ◆市内企業の情報・求人情報の発信（再掲）
市と労働局（ハローワーク）が共同で実施する取組み	
◎公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会が行う高齢者活躍人材確保育成事業の周知及び邑智分室大田連絡所の活用促進	

【数値目標】

- ・ハローワーク石見大田の高年齢者就職率25%
- ・市報等による情報発信6回

（２）生活困窮者やひとり親等の就職困難者の支援

生活保護受給者等の生活困窮者やひとり親等の就職困難者に対し、ワンストップ型の就労支援体制により早期支援を実施し、就労による自立を促進する。

市が実施する取組み	労働局（ハローワーク）が実施する取組み
◆生活保護受給者への就労支援 ◆ひとり親家庭への就労支援体制の充実 ◆大田市無料職業紹介所における市内企業の情報・求人情報の発信（再掲）	◆支援対象者に対する求職者担当者制によるきめ細やかな職業相談の実施 ◆事業主に対する助成金等援助制度の周知 ◆市内企業の情報・求人情報の発信（再掲）
市と労働局（ハローワーク）が共同で実施する取組み	
◎生活困窮者自立支援法に基づく包括的な相談支援の一環として締結した「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」に基づく、要支援者に対する本人の適性に応じた職業紹介の実施 ◎児童扶養手当現況届の提出時期に併せた『出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン』による、ひとり親を含む生活困窮者等に対する就職に向けた相談業務の実施	

【数値目標】

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業における支援対象者の就職率 ※%
- ※毎年度開催する「大田地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」において決定

（３）若者（生徒・学生・ＵＩターン者等）の市内就職促進

市外在住の若者の地元企業への就職を促進するため、企業の情報発信や若者と企業の就職マッチングの場の提供により、若者の地元企業に対する認知度向上を図る。

また、子どもたちが、市内の仕事の実態や企業が求める人材等の仕事に関する知識を身につけ、幅広い職業選択ができるよう、学校等と連携しキャリア形成を支援する。

市が実施する取組み	労働局（ハローワーク）が実施する取組み
◆島根県広島事務所及び島根県大阪事務所への訪問による学生の状況等のヒアリング ◆広島の大学等への訪問による学生の状況等のヒアリング ◆市内外高校への訪問による生徒の状況等のヒアリング ◆大田市無料職業紹介所における市内企業の情報・求人情報の発信（再掲）	◆新規学卒者を対象とした求人確保 ◆管内高等学校等との連携による早期内定に向けた個別支援、市内企業とのマッチング ◆ユースエール認定制度、えるぼし認定等制度及びくるみん認定等制度の普及及び当該企業の確保、積極的な情報発信 ◆市内企業の情報・求人情報の発信（再掲）
市と労働局（ハローワーク）が共同で実施する取組み	
【大田地域人材確保促進協議会】 ◎おおだ学生アンバサダーとの連携による情報発信 ◎おおだ学生アンバサダーとの連携による就職イベントの企画・開催 ◎高校キャリア教育支援	

【数値目標】

- ・島根県、大学及び高校へのヒアリング 8 か所
- ・就職イベント（合同企業説明会等）開催数 3 回、参加企業延べ 4 0 社、参加者延べ 5 5 人【再掲】
- ・県外からの U I ターン者数 2 0 人
- ・市内高等学校の就職希望者の地元就職率 5 0 %

3. 雇用にかかる施策・情報の発信・共有

【現状と課題】

一定規模の求人需要が発生した時や、人員整理等による大量離職の可能性が高まった時は、市と労働局（ハローワーク）が一体となり事業者や労働者の支援を迅速に行うため、「市内企業の雇用変動が発生した際の情報共有」の徹底を図る必要がある。

また、当市における人口減少対策を進める上で、企業誘致を積極的に進め職業選択の幅を広げることが重要であり、企業が求める人材を確保するため、「誘致を行う企業の雇用に関する情報共有」を図る必要がある。

これらの各種雇用施策の効果的な実施に向け、市と労働局（ハローワーク）は相互に雇用統計情報を共有及び活用し、市内の雇用情勢を正確かつ迅速に把握するとともに、事業者や求職者等に対し「市・ハローワーク石見大田の施策の広報周知」を幅広く積極的に行う。

（1）市内企業の雇用変動が発生した際の情報共有

一定規模の求人需要が発生した際の人材確保に対する求人者支援や、事業規模縮小等に伴う大量離職にかかる求職者支援、雇用維持に向けての支援に迅速かつ的確に対応するため、情報共有を密に行い、相互連携を推進する。

市が実施する取組み	労働局（ハローワーク）が実施する取組み
◆島根県及び商工団体等からの情報収集	◆雇用調整助成金の活用促進 ◆アシストハローワークによる再就職のためのマッチング支援
市と労働局（ハローワーク）が共同で実施する取組み	
◎個別面接会の開催 ◎公益財団法人産業雇用安定センターとの連携による失業なき労働移動に向けた取組み	

（２）誘致を行う企業の雇用に関する情報共有

誘致を行う企業が労働者を確保するにあたり、一定規模の求人需要が発生した際に、情報共有を図り、求人職種に特化した個別面接会の開催や近隣自治体における求職者の動向等にかかるデータ提供等により、必要な人材確保を図る。

市が実施する取組み	労働局（ハローワーク）が実施する取組み
◆誘致を行う企業の雇用ニーズの把握	◆ハローワーク石見大田及び近隣ハローワークにおける求人者・求職者の動向等に係るデータ提供
市と労働局（ハローワーク）が共同で実施する取組み	
◎個別面接会の開催	

（３）市・ハローワーク石見大田の施策の広報周知

就職・就労支援をはじめとする様々な雇用労働施策等について、広報誌やホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、事業者や求職者等に対して積極的に周知を図る。

市が実施する取組み	労働局（ハローワーク）が実施する取組み
◆市報及び公式ホームページ等による積極的な広報	◆SNS及びホームページ等による積極的な広報
市と労働局（ハローワーク）が共同で実施する取組み	
◆双方雇用に関する施策の相互共有、双方周知	

【数値目標】

- ・市と労働局（ハローワーク）による定期的な情報交換会の開催数１２回